

防府市上下水道局発注工事等契約事務手続要綱

平成9年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるものを除くほか、防府市上下水道局が発注する工事等（防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱第1条に規定する「建設工事等」をいう。）の適正な施行を確保するための手続等について必要な事項を定めるものとする。

(現場説明)

第2条 入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項の規定により、随意契約による見積合せを行う前に実施する現場説明は、現場説明書（別記様式）により行うものとする。

(随意契約)

第3条 随意契約による見積合せを行うときは、見積書を徴するものとし、その結果については、見積執行調書を作成し、随意契約の相手方を防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(契約の保証)

第4条 工事等の契約を締結する場合において、契約保証金の納付を求める場合の取扱いは、別記「契約の保証に関する取扱要領」によるものとする。

(契約保証金の免除)

第5条 防府市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第1号）第127条第3号に規定する管理者が別に定めるものとは、設計金額が1,000万円未満の工事請負契約とする。

(契約の締結)

第6条 工事等の契約を締結しようとするときは、支出負担行為書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 工事起工伺
- (2) 入札執行調書又は見積執行調書
- (3) 予定価格調書
- (4) 入札書又は見積書

- (5) 委任状
- (6) 契約書又は請書
- (7) 契約の保証に関する書類（契約の保証を求める場合に限る。）

（同一入札参加業者の下請の禁止）

第7条 下請業者（再下請以降の下請を含む。）には、同一入札参加業者（入札を辞退した者を含む。）を使用することができないものとする。ただし、下請負代金の額（複数の同一入札参加業者へ下請を発注する場合は、当該下請負代金の合計。）が請負代金の額の3割を超えない場合は、この限りではない。

（前払金・中間前払金）

第8条 防府市工事執行規則（昭和52年防府市規則第42号。以下「工事執行規則」という。）第42条第1項に規定する前金払の方法により支払う前払金（以下、前払金という。）の額は、請負代金の額の4割以内とし、算出した前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 工事執行規則第42条第2項に規定する前金払の方法により支払う前払金（以下、中間前払金という。）の額は、請負代金の額の2割以内とし、算出した中間前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、工事の内容の変更その他の理由により請負代金の額を減額した場合は、前項の前払金と中間前払金を合計した金額が請負代金の額の6割を超えないものとする。

3 前払金及び中間前払金を支払うことができる工事等は、請負代金の額が300万円以上の建設工事とする。ただし、中間前払金にあつては部分払の支払いを受けたものを除く。

4 工事執行規則第42条第3項の規定による認定をしようとするときは、認定請求書に工事履行報告書を添えて請負者に提出させるものとする。

5 認定請求書の提出を受けたときは、工事執行規則第42条第4項の規定により、遅滞なく、次の各号に掲げる要件（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号）に該当するかどうかの認定をし、その結果を認定調書により当該請負者に通知するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

6 債務負担行為又は継続費に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度における工期」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、前項及び第2項中「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と、第3項中「部分払」とあるのは「当該会計年度における部分払」と読み替えて、第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(設計変更)

第9条 施工中の工事等において、設計変更をすることができる工事等は、現に施工中の工事等と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として変更設計金額が当初設計金額の3割以内のものとする。

(工期)

第10条 年度内に完成する工事等については、原則として3月15日をもって工期の最終日とする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。